

## 生物多様性の危機への対応

新国家戦略では、我が国の生物多様性の現状を踏まえた危機の構造を、3つの原因、結果から以下のように大別しています。

人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小・消失

生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小後退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化

近年問題が顕在化するようになった外来生物等による生態系の攪乱

新国家戦略では、これらを、それぞれ「第1の危機」、「第2の危機」、「第3の危機」として、原因と対応を記述しています。

第2回点検以降に実施したこれらの危機への主な対応状況は以下のとおりです。

### 1. 「第1の危機」への対応

新国家戦略では、人間活動に伴う負の影響要因が招く第1の危機に対して、保全を強化すること、再生・修復を積極的に進めることとしています。

#### (1) 保全の強化

- ・足摺宇和海国立公園において、海中公園地区を拡張指定(2箇所)及び新規指定(3箇所)(合計約26ha)するとともに、アカウミガメ産卵場陸地の保全のために乗入れ規制地区を指定しました。
- ・水郷筑波国立公園に隣接する湿地136haを新たに公園に指定しました。
- ・ダイトウオオコウモリ等の希少鳥獣の生息地として、新たに大東諸島を国指定鳥獣保護区(4,251ha)に指定しました。オオセッカ等の希少鳥獣の生息地として、新たに仏沼を国指定鳥獣保護区(737ha)に指定しました。また、マガン等の渡り鳥の集団渡来地として、新たに蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区(3,061ha)に指定しました。
- ・保護林の新規設定(3箇所)(約1千ha)及び拡張(約1千ha)を行いました。また、保安林の計画的指定(約114万ha)を行いました。
- ・平成17年7月の第29回世界遺産委員会において、「知床」が我が国で3番目の世界自然遺産として登録されました。世界自然遺産の登録基準のうち、「生態系」及び「生物多様性」の各登録基準に合致すると評価されました。「生態系」の観点では、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本であると評価されました。また、「生物多様性」の観点では、知床にはシマフクロウ、シレットコスミレなどの多くの希少種が見られ、多くのサケ科魚類、海棲哺乳類、渡り鳥類等にとって世界的に重要な地域である点が評価されました。登録に際して、今後、海域管理計画やサケ科魚類管理計画の策定等の実施が求められています。人類の宝として後世に残すためにも

一層の適切な保全・管理が求められます。また、世界自然遺産の候補地として選定されている「小笠原諸島」及び「琉球諸島」については、保護区の設定・拡充などの保護担保措置の充実に向けた検討を関係地方公共団体等とともに進め、ユネスコへの推薦に向けた準備を進めていきます。

- ・平成17年11月開催予定のラムサール条約第9回締約国会議期間中に、新たに20箇所の国指定鳥獣保護区特別保護地区（予定箇所を含む）、国立公園及び国定公園に指定されている湿地について国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として登録できる見込みです。

## （2）再生・修復

- ・自然再生推進法は、施行から2年以上が経過し、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国で15箇所（平成17年7月末現在）で設立されています。その協議会構成員だけでも750名超となっており、自然再生に取り組む方々は着実に増加しているといえます。15箇所の協議会のうち、半数弱の6箇所の協議会で全体構想が策定されており、檜原湿原と神於山の2箇所の自然再生協議会では事業実施計画が策定されました。現在、設立準備中のものも含めて、今年度中には協議会の総数が20を超えることが見込まれており、全国各地で様々な主体による自然再生の取組が着実に前進しています。平成17年6月には自然再生専門家会議が、7月には自然再生に係わる関係省庁の局長級レベル会合である自然再生推進会議が開催されました。今後関係省庁が協力して、各地での自然再生の取組を支援していくことが重要です。
- ・関係行政機関において、補助事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等合わせて155箇所（平成17年3月現在）で自然再生のための調査や事業を実施しています。

## 2. 「第2の危機」への対応

里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる第2の危機に対しては、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要とされています。

里地里山等の二次的自然の保全・再生に関する事業が平成16年度より各省庁により展開されています。

### ・里地里山保全・再生モデル事業

環境省では、平成16年度から、全国4地域で、「里地里山保全・再生モデル事業」を実施しています。これは、国（環境省、農林水産省、国土交通省等）、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO等が連携・協力して、保全再生のための体制づくりを行い、地域戦略の策定、保全管理の実践、再生整備の実施、普及啓発等を行っていくものです。それと同時に、これらのモデル的取組を全国に発信することを通じ、全国各地の様々な主体による里地里山における保全・再生活動を促進していきます。

- ・ 文化的景観の保存・活用事業、文化的景観保護推進事業

文化庁では、平成16年に、文化財保護法の一部改正案を提出し、第159回通常国会において、棚田、里山等の人と自然との関わりの中で作り出されてきた「文化的景観」を新たに保護の措置を講ずべき文化財として位置づけ、適切な保存・活用を図っていくこととなりました。

また、平成16年、17年の2カ年計画で「文化的景観の保存・活用事業」を立ち上げ、地域住民・NPOや地方公共団体の協力を得て文化的景観の保存管理及び整備活用のための計画策定のモデル的な検討を全国9地域で実施しています。その成果を今後の文化的景観の保護制度の運用に利用していきます。また、平成17年度から「文化的景観保護推進事業」として補助制度を創設し、文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発に関する事業に対して補助することになっています。

- ・ 田園自然環境保全・再生支援事業、田園自然環境保全整備事業

農林水産省では、田園における自然再生の取組として、農地や水路での自然環境の保全・再生活動をソフト面で支援する「田園自然環境保全・再生支援事業」を平成15年度より開始しました。この事業は、農業関係者だけでなく地域住民やNPO等も参加した、植栽、小ビオトープの造成、冬水湛水及び清掃・除草を行う体制づくり等への個別地区における支援や、農村地域での自然再生に関連する情報の収集・発信、シンポジウムの開催を通じた地域住民やNPO等への情報提供等を講じることによって、田園の自然環境の保全・再生活動を支援します。平成16年度は54地区において実施しました。また、水田と水路のネットワークのための魚道、ビオトープの環境創造型整備や地域住民等の維持管理活動の活性化を図った環境整備等を実施する、ハード的的事业である「田園自然環境保全整備事業」を平成16年度から開始し、平成16年度は25地区で実施しました。これらの事業は、平成17年度からは、「元気な地域づくり交付金」として統合することにより、地域の創意と工夫を活かしながら総合的に推進できる制度としております。このような事業を通して、地域住民、NPO等と連携しつつ、ソフト、ハード両面で農村地域における身近な自然環境の保全・再生を推進しています。

- ・ 国民参加の緑づくり活動推進事業のうち里山林自然・文化体験活動の促進、共生林の多様な利用活動推進事業

身近な里山林や都市近郊林については、生活環境の保全、地域独自の景観形成等の役割に加え、地域住民や都市住民の参加による多様な森林内活動や交流活動の場として新たな役割を発揮することへの期待が高まっています。林野庁では、平成16年度より里山林における多様な利用活動を推進するため、森林所有者と利用者との里山林利用協定の締結促進、利用活動の立ち上げ支援や里山林等を活用した健康づくりのための活動等を支援しているところです。平成17年度からは新たに創設した「森林づくり交付金」に統合することにより、地域の創意と工夫を活かしながら里山林における多様な利用活動を推進できる制度としております。

- ・緑地環境整備総合支援事業

国土交通省では、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進するため、地方公共団体の取組に対し総合的な支援を行う「緑地環境整備総合支援事業」を平成16年度に創設しました。この事業は、地方公共団体の策定する緑の基本計画等に基づき、都市公園の整備、特別緑地保全地区等における緑地の保全、市民緑地の公開に必要な施設の整備等の総合的な実施を支援し、里地里山の保全・活用、都市域における緑の骨格軸、緑の拠点等の形成を推進するものです。

上記のどの事業による取組も、行政、専門家、NPO、地域住民等の多様な主体に連携・協働を求めるものです。これは、第1の危機に対する対応の1つでもある自然再生の取組体制とも共通します。人為の働きかけが縮小することに起因した二次的自然に対する第2の危機に対しては、人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築が必要であるという観点から、様々な主体の参画による新たな体制の構築が各省庁の事業を通して進められているところです。多様な主体の参画においては、行政と住民、行政と専門家といった線状のつながりだけではなく、各主体が有機的なネットワーク型の協働体制が今後各地の里地里山の活動地区で作られていくことが必要です。各省庁の事業展開を通じて、良い事例づくりが図られ、さらにそれらを全国に普及していくことが重要です。

### 3. 「第3の危機」への対応

外来生物等による生態系の攪乱の問題については、生物多様性に与える影響が甚大であること等の認識の下、外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があるとしています。

平成16年6月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)が制定されました。外来生物法では、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、あるいは与えるおそれのある侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制するとともに、国等による野外にいる特定外来生物の防除等の措置を講ずることとしています。

法律制定後から施行に向けた準備を行い、平成17年6月1日から施行され、特定外来生物の飼養等が規制されるとともに、防除が実施されています。

#### (1) 特定外来生物の指定と飼養等の原則禁止

- ・アライグマ、オオクチバス等の37種類の外来生物(表2)を特定外来生物(第一次指定)として政令で定め、平成17年4月に閣議決定しました。6月1日の外来生物法施行に伴い、一次指定37種類の特定外来生物の飼養・栽培・保管・

運搬等を原則禁止しました。今後、普及啓発を促進していくことが重要です。

- ・ 第一次指定に続き、第二次指定に向けた選定作業・所要手続きの準備を実施しています。
- ・ 今後、文献情報に加え、専門家会合の討議において、被害についての科学的知見があると判断されたものから指定の手続きを進めていくことが重要です。

表2：特定外来生物（第一次指定）リスト

分類群	種名	種類数
哺乳類	フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマンゲース、キョン	11種
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ	4種
爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ	6種
両生類	オオヒキガエル	1種
魚類	チャンネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス	4種
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ)	1科4属 (5種類)
昆虫類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ	3種
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ	3種
	合計	1科4属 32種 (37種類)

## (2) 特定外来生物の防除

- ・ 第一次指定の特定外来生物のうち、野外で被害が確認されているジャワマンゲース、アライグマ、オオクチバス等の20種類の特定外来生物(表3)について、その防除の公示を実施しました。
- ・ 全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについて、防除の指針を作成して公表しました。
- ・ 奄美大島及び沖縄やんばる地域におけるジャワマンゲースの防除事業、西表島のオオヒキガエルの監視事業を実施するほか、アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を実施しています。
- ・ 今後、輸入規制のための水際体制の確立や防除手法の確立など、法律の施行実施体制の整備強化が求められます。

表3：防除の告示をした特定外来生物リスト

	特定外来生物	主務大臣		防除を行う 区域	防除を行う 期間
		環境大臣	農林水産大臣		
1	タイワンザル		-	全国	H23.3.31まで
2	アカゲザル		-	全国	H23.3.31まで
3	ヌートリア			全国	H23.3.31まで
4	クリハラリス		-	全国	H23.3.31まで
5	アライグマ			全国	H23.3.31まで
6	ジャワマンゲース			鹿児島県奄美大島及 び沖縄県沖縄島	H27.3.31まで
7	キョン			千葉県及び東京都伊 豆大島	H23.3.31まで
8	カミツキガメ		-	全国	H23.3.31まで
9	グリーンアノール		-	全国	H23.3.31まで
10	タイワンハブ		-	沖縄県沖縄島	H23.3.31まで
11	オオヒキガエル		-	全国	H23.3.31まで
12	チャルキョウフィッシュ		-	全国	H23.3.31まで
13	ブルーギル			全国	H23.3.31まで
14	コクチバス			全国	H23.3.31まで
15	オオクチバス			全国	H23.3.31まで
16	セアカゴケグモ		-	三重県、大阪府、兵 庫県、奈良県及び和 歌山県	H23.3.31まで
17	アルゼンチンアリ		-	広島県及び山口県	H23.3.31まで
18	カガイルガイトウ		-	全国	H23.3.31まで
19	ブラジルドクサ		-	全国	H23.3.31まで
20	ミズヒマワリ		-	全国	H23.3.31まで